

2016年福島県同胞新春の集い

新しい年が明けたら同胞新春の集いが行われます。

新春の集いでは「新春講演会」とともに恒例の成人式と新年会も行われます。新年のあいさつは新春の集いで！を合言葉にみんなで参加しましょう！同世帯からの参加の場合割引があります。家族そろってお越しください。

2016年1月16日(土)午後3時 郡山市 ホテルハマツ

参加費 5,000円(同世帯2人目から3,000円) チョチョン 3,000円 成人者無料招待
 講演会のみ 1,000円

第1部 新春講演会「2016年、朝鮮半島情勢と今後の在日社会を読む」(仮)

第2部 成人式 新年会

*商工会、支部などを通して参加者の確認をしています。

知って役立つ暮らしの情報

景気が上向きになり、雇用状況も改善されていると言われています。

しかし、私たちの暮らしの周辺では職が無く、求職中の人は多いのではないのでしょうか？雇用保険の給付がある間はよいとしても、失業期間が長期化したり、あるいは給付が受けられないと求職活動も思うようにはかどりません。

そのような場合、「求職者支援制度」があります。「求職者支援制度」とは、雇用保険を受給できない人が、ハローワークが認めた職業訓練によるスキルアップを通して、より早く就職を果たせるように支援する制度です。

無料で職業訓練が受講できるほか、訓練期間中も終了後もハローワークで就職支援を受けることができます。

対象になるのは、①失業給付を受けていない人で、②就労の意思があり、③ハローワークに求職の登録をしており、④ハローワークが職業訓練の支援が必要と認めた人です。

具体的には、雇用保険に加入していなかった人や加入月数が足りなかった人、雇用保険の失業給付を受給していたが、すでに受給期間が切れた人、就職が決まらないままに学校を卒業した人、自営業だったが廃業した人、また離婚しひとり親家庭になった人・・・などです。このような人たちが、ハローワークの支援により職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、職業訓練受講給付金(月額10万円)が支給されます。

支給の要件は、①本人の収入が月8万円以下、②世帯全体の収入が月25万円以下、③世帯全体の金融資産が300万円以下、④現在住んでいるところ以外に不動産を所有していない、等の経済的な要件の他、同じ世帯の中に同時にこの給付金を受給している人がいないことや、過去3年以内に不正受給等がないこと、などの要件があります。

職業訓練の種類や申請要件等の詳細については、ハローワークのHPでも確認することができます。(同胞法律・生活センター提供)

今週の放射線量

(ハツキョ自動測定器)

7日(月)	0.106	10日(木)	0.094	12日(土)	0.104
8日(火)	0.098	11日(金)	0.104	13日(日)	0.103
9日(水)	0.108				

16	17	18	19	20	21	22
水	木	金	土	日	月	火
			チョチョン忘年会 児童教室			ハツキョ終業式